(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第 115条の33及び第115条の34の規定に基づき、第115条の32第2項 の規定により相模原市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出るとされた 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事 業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及 び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び 介護医療院の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)に対して行う業務管 理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確 かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象者)

第2条 検査の対象者は、全ての指定事業所が本市に所在する介護サービス事業者 とする。

(検査の種類)

- 第3条 検査の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 一般検査 業務管理体制の届出内容を確認するため、実施計画に基づき選定した介護サービス事業者に対し実施する。
  - (2)特別検査 指定事業所の指定の取消しの処分に相当する事案、効力停止処分 の事案及び利用者の生命又は身体の安全に重大な危機を及ぼす事案が発覚した 場合に業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を検証するため、当該介 護サービス事業者又はその本部等に立ち入ることにより検査する。

(検査の体制)

- 第4条 検査の体制は、次のとおりとする。
  - (1) 一般検査 業務管理体制の監督を所掌する課が実施する。
  - (2) 特別検査 監査を所掌する課が実施する。
- 2 検査は、複数の職員で実施する。

(検査の実施)

第5条 検査の実施に当たっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、事前に文書により通知する。ただし、実効性のある実態把握の観点から必要と認め

る場合には、立入り時に速やかに告知することにより、事前通知を行わないことができる。

(結果通知)

第6条 検査の結果は、文書により通知するものとし、勧告に至らない軽微な改善 を要すると認められた場合には、期限を定めて文書により改善報告を求める。

(行政上の措置)

- 第7条 検査の結果、改善を要する事実が認められた場合は、文書により次に定める行政上の措置を行うことができる。
  - (1) 勧告 法第115条の32に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。
  - (2) 命令 勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく前号の定めによる勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべき ことを命ずることができる。

この場合、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適 用しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。